

## 第5回 外来生物対策のあり方検討会

### 議 事 次 第

日時： 令和3年8月3日（火）、 14：00 ～ 16：00

場所： オンライン会議

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 議事
  - (1) 外来生物対策の今後のあり方に関する提言（案）について
  - (2) その他
4. 閉会

## <資料一覧>

資料 1 外来生物対策の今後のあり方に関する提言（案）概要

資料 2 外来生物対策の今後のあり方に関する提言（案）

参考資料 1 第 4 回外来生物対策のあり方検討会 議事概要

参考資料 2 委員からの追加意見一覧

参考資料 3 検討のスケジュール

参考資料 4 総務省政策評価概要

参考資料 5 総務省政策評価

参考資料 6 クラウドファンディング調達資金を活用したクビアカツヤカミキリの撲滅に向けた研究・活動事例

参考資料 7 アメリカザリガニに関する説明資料

## 第5回外来生物対策のあり方検討会 出席者

### ■検討委員

秋田 直也	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長）
磯崎 博司	岩手大学 名誉教授
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長
竹内 正彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ領域長補佐兼グループ長補佐
田中 信行	環境コンサルタント ENVI（元 東京農業大学教授）
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
早川 泰弘	日本植物防疫協会 理事長

### ■環境省

奥田 直久	環境省 自然環境局 局長
松本 啓朗	環境省 自然環境局 大臣官房審議官
関谷 毅史	環境省 自然環境局 総務課 課長
谷貝 雄三	環境省 自然環境局 総務課 課長補佐
則久 雅司	環境省 自然環境局 野生生物課 課長
立田 理一郎	環境省 自然環境局 野生生物課 課長補佐
大林 圭司	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長
水崎 進介	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長補佐

### ■農林水産省

三浦 康和	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 地球環境対策室 課長補佐
森 美穂	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 地球環境対策室 係長
谷合 彰子	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 課長補佐
後藤 慎	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 課長補佐
中西 靖裕	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 課長補佐
丸山 泰史	水産庁 漁場資源課 漁業監督指導官

### ■国土交通省（オブザーバー）

大上 慧太	国土交通省 総合政策局 環境政策課 係長
渡邊 正博	国土交通省 港湾局 総務課 課長補佐

# 外来生物対策の今後のあり方に関する提言（案）

## 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

### （1）特定外来生物の効果的な選定

- 交雑個体・集団について、実効的な規制を可能に。
- 迅速、定期的に指定できる体制や枠組みを確保。
- 大量遺棄や非意図的運搬規制による弊害を軽減した規制の仕組みの構築と各種対策の推進。
- 遺伝子解析で簡易に判定が可能な外来生物も指定を推進。
- 国内で流通している未判定外来生物の特定外来生物指定を検討。



### （2）飼養等許可の適切な執行管理

- 飼養等許可手続きのシステム改良等による合理化・効率化。
- 過去から継続的に課題となっている種（セイヨウオオマルハナバチ、オオクチバス等）の対策の継続と改良。

### （3）水際における意図的及び非意図的な導入対策の推進

- 海外での輸出時対策強化のための国際連携の強化。
- 特定外来生物付着等の“おそれ”の段階を含めた拡散防止措置や、防除の協力要請等の法的な枠組みを構築。
- 関連の深い事業者の配慮事項を整理した指針等を法律に位置づける等の措置を実施。
- 発見時の通報をしやすくする取組の推進。



ヒアリ生息調査の様子

### （4）国内に定着している特定外来生物の防除対策の推進

- 分布情報などの情報整理と発信、拡散懸念地域への注意喚起と取組促進ができる仕組みと体制の確保。
- 防除の際の運搬や保管等に係る規制について、種の特性を踏まえた運用を可能に。
- 防除の際に必要な応じて適切な薬剤を迅速に使用できる仕組みを検討。
- 公的資金以外の資金調達など多様な仕組みの活用を推進。

### （5）特定外来生物以外の外来種対策の推進

- 「生態系被害防止外来種リスト」や「外来種被害防止行動計画」の外来生物法との関係を整理、見直しを実施。
- 緊急対策外来種について、早急に対策を強化。
- 産業管理外来種について、分布、被害、産業利用等の状況等を改めて確認し、適切な対応を実施。
- 地方公共団体が条例や行動計画の策定を進めるための国の推奨・支援の実施。
- 島嶼地域での国内由来の外来種対策を含めた重点的な外来種対策の実施。

### （6）各主体の協力と参画、普及啓発の推進

- 各主体が行うべき取組を法的に明確にし、取組支援等の予算と体制を確保。
- 生物多様性等に悪影響を及ぼす要因としての外来種問題の位置づけ、法の遵守等の普及啓発の推進。
- 対象を明確にし、戦略的に普及啓発を実施。特に学校教育・社会教育が重要。



### （7）調査研究の推進

- 調査研究を推進し、成果を社会に還元して、効果的な外来種対策に繋げる。
- データ収集等の妨げとなっている運搬規制について、種の特性を踏まえた運用を可能に。
- 重要な研究課題へ重点的、かつ速やかに研究資金を配分できる枠組みを検討

1

2

3

4

5 外来生物対策の今後のあり方に関する提言

6

(案)

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

令和●年●月●日

18

外来生物対策のあり方検討会

19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46

## 【目次】

1. はじめに	7
2. 外来種対策をめぐる現状と課題	
(1) 特定外来生物の選定に関する現状と課題	10
(2) 飼養等許可の現状と課題	12
(3) <del>輸入規制、</del> 水際における対策意図的及び非意図的な導入対策の現状と課題	13
(4) <del>国内に定着している特定外来生物の防除対策国による防除の実施、防除に係る確認・認定</del> の現状と課題	15
(5) 特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題	17
(6) 各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題	19
(7) 調査研究の現状と課題	20
3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置	
(1) 特定外来生物の効果的な選定	21
(2) 飼養等許可の適切な執行管理の推進	22
(3) <del>輸入規制、</del> 水際における対策、意図的及び非意図的な導入対策の推進	22
(4) <del>国内に定着している特定外来生物の防除対策国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定</del> の推進	23
(5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進	23
(6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進	24
(7) 調査研究の推進	24

47 1. はじめに

48

49 (検討の背景)

50 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年  
51 (2004年)法律第78号。以下「外来生物法」という。)は、平成16年(2004  
52 年)5月に成立、同年6月に公布され、平成17年(2005年)6月に施行され  
53 た。また、平成16年(2004年)10月には、同法第3条に基づき、「特定外来生  
54 物被害防止基本方針」が閣議決定された。

55 その後、平成24年(2012年)の中央環境審議会の下で行われた施行状況の  
56 検討等を踏まえ、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
57 の一部を改正する法律」(平成25年(2013年)法律第38号。以下、同法によ  
58 る改正後の外来生物法を「改正外来生物法」という。)が平成25年(2013年)  
59 6月に成立、公布され、平成26年(2014年)6月に施行されており、新たに  
60 特定外来生物と交雑することにより生じた生物の特定外来生物への指定制度の  
61 新設(第2条第1項)、全面禁止されていた特定外来生物の野外への放出に対す  
62 る許可制度の新設(第9条の2)、特定外来生物の防除を目的とした所有者不明  
63 の土地の立入りをを行うための手続き規定の追加(第13条)、輸入品に対して、  
64 特定外来生物が付着又は混入している、あるいはそのおそれがある場合の当該  
65 輸入品の国の職員による検査、及び、当該検査により付着又は混入が判明した  
66 場合の消毒・廃棄命令の規定(第24条の2)の追加がなされている。また、こ  
67 の際の検討結果を踏まえ、法改正の他にも、「外来種被害防止行動計画」が平成  
68 27年(2015年)3月に、「生態系被害防止外来種リスト」が平成27年3月に作  
69 成された。

70 改正外来生物法の施行から5年以上が経過し、同法附則~~(平成二五年六月一~~  
71 ~~二日法律第三八号)~~第5条に基づく施行状況の検討とその結果に基づいた所要  
72 の措置の検討が必要となっていることから、「外来生物対策のあり方検討会」に  
73 おいて、検討を行うこととなった。

74

75 (用語等の整理と検討対象の範囲)

76 本報告では、導入(直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然  
77 分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)によりその自然分布域(そ  
78 の生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は  
79 生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。)につい  
80 て「外来種」の用語を用いた。また、「外来種」のうち、我が国の生態系、人の  
81 生命又は身体、農林水産業等に係る被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの  
82 については「侵略的外来種」、我が国に自然分布域を有しているが、その自然分

83 布域を越えて国内の他地域に導入される生物種については「国内由来の外来種」  
84 の用語を用いた。

85 なお、外来生物法においては、海外から我が国に導入されることによりその  
86 本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を「外来生物」と規定し  
87 ており（同法第2条）、その他、外来生物法に規定されている用語を用いる場合  
88 は、同法の定義による。

89

90 （外来種問題の基本認識）

91 我が国は、国土が南北に長く、亜熱帯から亜寒帯までの気候帯に位置してい  
92 ること、多くの島嶼からなること、大陸との分断・接続という地史的過程を有  
93 すること等を要因として、豊かな生物相を有している。また、野生生物の分布  
94 は、複雑な地形的条件等により制限され、それゆえに地域固有の多様な生態系  
95 が形成されている。

96 近年、人間活動の発展に伴い、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の  
97 他地域から、本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に  
98 自然分布域外に導入され、定着し、分布拡大する生物が増加している。

99 こうした外来種によりその結果、在来種の捕食、在来種との競合、交雑によ  
100 る遺伝的攪乱、これらの生態系の変化に伴う生態系サービスの劣化、農林水産  
101 業への被害、人の生命や身体への被害等、様々な影響が及ぶ事例がみられ、こ  
102 うした影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある侵略的外来種が問題となっている。  
103 それらの侵略的外来種による影響により、固有種を含む在来種の絶滅が懸念さ  
104 れることを始め、長い進化の過程で形成された地域個体群に固有な遺伝的形質  
105 の喪失固有の遺伝的形質の変化、生態系の改変が深刻化し、回復することが難  
106 しくなる場合がある等、侵略的外来種がもたらす外来種問題は、我が国の生物  
107 多様性を保全し、生態系サービスを享受する上で、対策を検討すべき重要な課  
108 題重大な問題となっている。

109 一方で、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、漁業対象種  
110 等として利用され、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものも  
111 ある。

112 今後とも我が国に既に侵入したか、又は侵入しようとしている生物について、  
113 生態系等に係る影響等を評価し、それを踏まえた対応を行う等、我々の社会と  
114 個々の生物との適切なかわり方を考えていく必要がある。また、外来種によ  
115 る生態系等への影響は地域により異なるため、特定外来生物かどうかという点  
116 にとらわれ過ぎることなく、地域ごとの生物多様性保全の目標に沿った外来種  
117 対策を進めていく必要がある。

118 外来生物法の施行により、特定外来生物については、我が国への輸入が禁止



119 されている（同法第7条）ほか、国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民  
120 など多様な主体による特定外来生物の防除が各地で活発化する等、一定の効果  
121 はみられる。しかし、ヒアリ等の非意図的導入事例の増加、生態系などへの大  
122 きな影響が懸念されながら特定外来生物への指定がなされていない侵略的外来  
123 種の存在等の課題が顕在化している大きな課題が生じている。また、地域ごと  
124 のきめ細かな対策、効果的な普及啓発等、我が国の生物多様性を保全するため  
125 に、外来種問題には、解決すべき多くの課題が存在する。

126  
127 （外来種対策をめぐる主な動向）

128 平成26年（2014年）6月に改正外来生物法が施行されて以降の外来種対策  
129 をめぐる主な動向を概観すると次のとおりである。

130 改正外来生物法の改正事項に関しては、以下の通とおりである。特定外来生  
131 物と交雑することにより生じた生物については、台湾ザルとニホンザルが  
132 交雑することにより生じた生物やガ科に属する種同士が交雑することにより  
133 生じた生物等9種類が指定された。特定外来生物の野外への放出に対する許可  
134 については、改正外来生物法施行から令和2年（2020年）度末までにアライグ  
135 マ、フイリマンダース、グリーンアノール、タイワンスジオ、クビアカツヤカ  
136 ミキリマンダースについて、累計128件許可が出されている。特定外来生物の  
137 防除を目的とした所有者不明の土地の立入りをを行うための手続きについては、  
138 地方公共団体においてキョンについて1件、実施されている。特定外来生物が  
139 付着している、あるいはそのおそれがある場合の通関前の輸入品の検査、及び、  
140 付着している場合の消毒・廃棄命令については、適用された事例はないが、後  
141 述するとおり通関後の物品にヒアリが付着している事例が改正後に多く見られ  
142 ており、課題となっている。

143 また、総務省において、令和元年（2019年）8月より4つの外来種（ヒアリ、  
144 アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ）に関する政策  
145 評価が実施され、令和3年（2021年）6月に中間報告として、ヒアリ及びアラ  
146 イグマに関する政策評価の結果が環境省に通知された。ヒアリについては、対  
147 象の港湾を重点化したモニタリングがヒアリの早期発見に効果を上げていると  
148 評価された一方、突発的にヒアリが発見された際の初動に際して大きな役割を  
149 果たしている地方公共団体において、関係機関との連絡体制等の取り決めが進  
150 むよう、環境省が具体的に働きかけるなどの活動がみられなかったとして、環  
151 境省が定める調査・防除の方針に則して対策が的確に講じられるために、現状  
152 の評価・検証が必要とされた。アライグマについては、地方公共団体において  
153 捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生  
154 息分布状況など必要な情報の提供のあり方について検討すること、外来生物法

155 と「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年(2002  
156 年)法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)の二つの仕組みのそれぞ  
157 れの効果、メリット・デメリットなどを整理して、総合的な取組の方針を市町  
158 村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組を検討すべきと  
159 された。

160 生物多様性全体に係る施策として、「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成  
161 24年(2012年)9月閣議決定)の点検結果が令和3年(2021年)1月に示さ  
162 れた。点検においては、外来種に関する国別目標B-4「2020年までに、外来生  
163 物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に  
164 関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先  
165 度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推  
166 進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種  
167 の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入ま  
168 たは定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促  
169 し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。」は「目標を達  
170 成した」と評価されたが、今後も侵略的外来種の根絶や制御の取組等を継続し、  
171 希少種の生息環境の維持・回復に取り組む必要があるとされた。現在、点検結  
172 果や生物多様性条約におけるポスト2020生物多様性枠組の動向~~(令和3年~~  
173 ~~(2021年)〇月現在、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)に向け、ポ~~  
174 ~~スト2020生物多様性枠組に関して国際的な議論が進捗中)~~などを踏まえて、  
175 次期国家戦略の検討が進められている。

176 このような状況を踏まえ、外来生物対策のあり方検討会では、前回の改正か  
177 ら今日に至るまでの外来生物法の施行状況を概観し、外来種対策に係る必要な  
178 措置について、必要となる制度面及び運用面での対応を基本的課題として整理  
179 した。

180 その結果、外来種対策について、現状と課題を踏まえ、今後講ずべき事項に  
181 ついて一定の結論に達したので、次のとおり報告する。

## 182 183 2. 外来種対策をめぐる現状と課題

### 184 (1) 特定外来生物の指定に関する現状と課題

185 外来生物法第2条第1項に基づき、現在156種類の特定外来生物が指定され  
186 ている。平成26年(2014年)の改正外来生物法施行後、平成26年(2014年)  
187 から平成27年(2015年)にかけては、新たに国内への侵入が確認された侵略  
188 的外来種等を中心に、スパルティナ属(スパルティナ・アングリカは従来から  
189 の指定)、カナダガン、ツマアカスズメバチ等の1属3種3交雑種(7種類)が  
190 指定され、未判定外来生物の輸入届出(同法第21条)に伴うゴケグモ属(セア

191 カゴケグモ等4種については従来から指定)の追加指定(平成27年(2015年)  
192 10月施行)が行われた。後述する「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれの  
193 ある外来種リスト」(生態系被害防止外来種リスト)が作成された平成27年  
194 (2015年)3月以降は、「生態系被害防止外来種リスト」に掲載された種のう  
195 ち被害の未然防止効果が高いと考えられる種を中心に指定の検討を進めること  
196 とされ、平成28年(2016年)にはハナガメ、スウィンホーキノボリトカゲ、  
197 ツルヒヨドリ等1科19種4交雑種(24種類)、平成30年(2018年)にはシリ  
198 アカヒヨドリ、クビアカツヤカミキリ、ガー科等1科14種1交雑種(16種類)、  
199 令和2年(2020年)にはハヤトゲフシアリ、外来ザリガニ類等の4科4種群5  
200 種1交雑種(14種類)が指定され、全ての分類群において「生態系被害防止外  
201 来種リスト」を踏まえた検討を行った。なお、令和2年(2020年)の指定には  
202 未判定外来生物の輸入届出に伴う指定も含んでいる。

203 改正外来生物法において新たに規定された交雑することにより生じた生物に  
204 ついては、改正外来生物法の施行後、タイワンザルとニホンザルが交雑するこ  
205 とにより生じた生物やガー科に属する種同士が交雑することにより生じた生物  
206 等9種類が指定された。交雑することにより生じた生物については、改正外来  
207 生物法の規定では具体的な交雑の組み合わせを規定する必要があるため、想定  
208 していない組み合わせの交雑が発生した場合に、規制をかけるべき生物に規制  
209 がかかっていない状況が発生してしまうという課題がある。

210 特定外来生物の指定については、被害や侵入に関する新たな状況の変化等に  
211 応じた、迅速な、あるいは定期的な指定作業を行うための情報収集や検討に関  
212 する体制が不十分な状況である。また、アカミミガメやアメリカザリガニのよ  
213 うに、特定外来生物と同様に生態系等への被害が明らかになっているにも関わ  
214 らず、大量に飼育されていることや、ツヤオオズアリのように国内の一部地域  
215 では定着しており、様々な経済活動に伴って非意図的な運搬が恒常的に発生す  
216 ること等から、現行法では、飼養等(飼養、栽培、保管又は運搬をいう。同法  
217 第1条。以下同じ。)の禁止の対象となる特定外来生物への指定が難しい種が存  
218 在するという課題がある。さらに、外観だけでは種の判別が困難である等の事  
219 情から、特定外来生物への指定検討が進んでいない種も存在する。

220 同じ属に分類される等、特定外来生物と近縁の生物の多くは、未判定外来生  
221 物に指定されていることが多い。しかし、外来生物法の施行後、未判定外来生  
222 物については特定外来生物の新規指定に伴う指定のみがなされており、体系的  
223 な見直しはなされていない。また、未判定外来生物は、特定外来生物被害防止  
224 基本方針において、「原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が  
225 国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。」とある  
226 が、一部の未判定外来生物については国内に存在することが確認されており、

227 こうした未判定外来生物の国内流通等については外来生物法の規制はかけられ  
228 ておらず、特定外来生物に指定すべきかどうかの判定の機会を逸したまま、国内  
229 内に存在するという不適切な状態となっている。これらの国内に存在す  
230 る未判定外来生物は、未判定外来生物に指定される以前から国内に存在してい  
231 た個体又はその子孫である可能性と、指定された後に何らかの形で持ち込まれ  
232 た個体又はその子孫である可能性がある。前者の場合には、未判定外来生物へ  
233 の指定を行った際の国内における存否の把握が不十分だった可能性が、後者の  
234 場合には、未判定外来生物の輸入規制をより徹底する余地がある。なお、未判  
235 定外来生物に指定されていた外来ザリガニ類について、未判定外来生物に指定  
236 されつつも、特に広くその一部は国内流通していることが確認されたものの、  
237 その侵略性が評価された結果指摘されていたアメリカザリガニ科等については、  
238 令和2年（2020年）に特定外来生物に指定された。

## 239 （2）飼養等許可の現状と課題

241 外来生物法施行から令和2年（2020年）度末までにおける特定外来生物の飼  
242 養等許可（同法第5条）の累計件数は約8万4千件である。その大部分の約6  
243 万8千件を、主に生業の維持（農業）を目的としたセイヨウオオマルハナバチ  
244 についての許可が占めており、ガー科についての許可（約5千件。観賞魚とし  
245 て人気がある種であり、愛がん又は観賞目的での許可が多い）、ウシガエルにつ  
246 いての許可（約2千件。実験等で用いられる種であり、教育目的での許可が多  
247 い）が続いている。また、近年、ガー科や外来ザリガニ類等、ペットとして広  
248 く飼養されている種が特定外来生物に指定されて申請件数が増加しているが、  
249 飼養等許可は3年又は5年おきに再度許可を受ける必要がある（同法規則第7  
250 条第1号、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細  
251 目等を定める件（平成17年（2005年）環境省告示第42号）第2条）ことから  
252 増加傾向はしばらく継続すると考えられ、特定外来生物全体についての許可に  
253 係る環境省等の業務量が増大しており、防除などその他の業務を圧迫している。

254 オオクチバスの飼養状況については、生業の維持を目的とした有効許可件数  
255 は令和2年（2020年）度末時点で38件となっており、改正外来生物法が施行  
256 された平成26年（2014年）度末時点の48件から減少している。オオクチバス  
257 は特定外来生物に指定される前から一部の湖沼で漁業法に基づく第五種共同漁  
258 業権の対象とされていたため、外来生物法施行規則第9条に基づき漁業権が設  
259 定された湖自体を特定飼養等施設とみなして十分な逸出防止措置を講じるとと  
260 もに監視体制の整備等を行ったうえで特例として許可を受けることができ、こ  
261 の特例に基づく飼養等許可がも神奈川県芦ノ湖並びに山梨県西湖、河口湖及び  
262 山中湖において継続している。

263 セイヨウオオマルハナバチの飼養については、平成 29 年（2017 年）4 月に  
264 「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を環境省と農林水産省で策  
265 定し、代替種の開発と利用の促進を行ってきた結果、北海道を除く地域におい  
266 てはセイヨウオオマルハナバチの代替種としての在来種クロマルハナバチの利  
267 用数が増え、セイヨウオオマルハナバチの利用数には減少の兆しが見られてい  
268 る。北海道においてはクロマルハナバチが自然分布しておらず、「北海道生物の  
269 多様性の保全等に関する条例」に基づき、クロマルハナバチを利用しないとし  
270 ており、しかしながら、「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」にお  
271 いても同様の方針を示している。クロマルハナバチを使用できないこうした中、  
272 北海道等での代替種の開発や、代替種も含めたマルハナバチ類の管理の徹底が  
273 は継続的な取組課題となっている。また、現在、セイヨウオオマルハナバチの  
274 定着が確認されているのは北海道のみであるが、代替種による影響を含め、在  
275 来マルハナバチ類等への影響は十分には把握されていない。

### 277 （3） 水際における意図的輸入規制、水際対策及び非意図的な導入対策の現状 278 と課題

279 我が国は、多くの国から食料品等の動植物をきたまま大量に輸入している  
280 こと、さらに海上コンテナ等に非意図的に生物が付着混入することなどにより、  
281 外来種が導入され、定着するリスクが常に存在する。

282 このうち意図的に導入される外来種については、税関、植物検疫、動物検疫  
283 等の協力により、外来生物法による輸入規制の一定の効果が上がっている。な  
284 お、特定外来生物を含む種類名証明書の添付が必要な生物（同法第 25 条）を輸  
285 入することができるのは外来生物法に基づいて指定される港及び飛行場のみで  
286 あり、現在、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港の 4 空港  
287 が指定されている（同法第 25 条第 2 項、規則第 32 条）。

288 非意図的に導入される外来種は、輸入品に混入しているもの、輸入品又は容  
289 器梱包等に付着しているもの等様々であるが、輸出元で防止策がとられること  
290 が最も有効である。このため、ヒアリ対策においては輸出元での対策強化を依  
291 頼するほか、日中韓環境大臣会合を通じた関係国での意見交換や、生物多様性  
292 条約の枠組みにおける国際連携強化の提案等を行ってきているが、現時点で輸  
293 出元での防止策は十分にとられてはいない。国内における対策としては、主要  
294 港湾とその周辺において特定外来生物については、主要港湾とその周辺を対象  
295 にしたモニタリング等により早期発見に努めている。特にヒアリについては、  
296 ヒアリが定着している国や地域からの輸入が行われている全国の港湾（令和 3  
297 年（2021 年）現在は 65 港湾が対象）等において、平成 29 年（2017 年）より、  
298 モニタリングを実施しており、これによる発見の他、物流事業者等からの通報

等により、令和3年（2021年）7-3月末時点で694事例のヒアリ侵入が確認されているが、通報により物流が止められると物流事業者等に大きな負担となるために、通報を控える可能性があるが、いずれの事例も国の機関や地方公共団体、港湾管理者、荷主、物流事業者等が連携して防除を行い、これまでのところ定着が確定された事例は報告発見されていないが、新女王や雄アリなど羽アリが多数確認されている事例が複数あり、いつ定着が確認されてもおかしくない状況である。内陸部を含め、関係者間の連携強化や土地の所有者等の制限を超えた隙間のない調査及び防除を徹底するなど、対策の強化が必要となっている。

また、現行法では、特定外来生物が付着等していることが確認された場合は、当該特定外来生物の運搬に規制がかかる（同法第4条）一方、特定外来生物の付着等の“おそれ”があるに留まる段階では、現行法においては運搬の禁止に係る規制はなく、現在は、民間事業者に対して付着のおそれの高い物品の移動の停止などを依頼して任意の協力に基づき対応してきているが、そうした協力を得られないケースも発生している。こうした非意図的導入には港湾や空港の管理者からコンテナ等の輸送機材及び物品の所有者、輸送や運搬に関わる事業者まで多数の関係者が存在するが、現行法では、当該関係者の役割分担や取組の法的根拠は明確に整理されておらず、発生確認されし際には、そうした役割分担の調整を図りながらも、状況に応じて得られた協力体制の中で防除等を実施してきているものの、総務省の政策評価において指摘されているとおり、各現場で実際の防除に役立つ役割分担等の取決めが進んでいないことが課題である。

~~また、~~改正外来生物法により、環境大臣（共管種等については環境大臣及び農林水産大臣）はその職員に特定外来生物又は未判定外来生物の付着又は混入のおそれがある輸入品を検査させ、当該検査により付着又は混入が判明した場合の消毒や廃棄を命令することができる（同法第24条の2）が、検査を経ない場合や、職員以外による検査により判明した場合にはこれらの命令は活用できず、検査や命令の対象も輸入品等（通関前のもの）に限定されている。また、定めることが可能となっている消毒に関する基準を定めることが可能となっている（同法規則第29条の4）はが、実際には消毒に関する基準は定められておらず、改正外来生物法に基づきこれらの措置が行われた事例はない。く、こうした状況の中で、実際にはヒアリが発見される事例は通関後の場合が多く、民間事業者の自主的な協力により燻煙等の処理が行われており、いる。現行法では隙間のない措置を確実に担保できないという課題がある。

一旦我が国に導入された外来種の国内他地域へのさらなる導入を防止するための対策については、植木の運搬、工事などが外来種の非意図的な拡散に関係

335 している可能性がある」と指摘されているが、これらの行為の実態把握や対応方  
336 針の整理はなされていないのが現状の課題である。ただし、貴重な生態系を保  
337 全する観点から国立公園等の一部において対策を実施している例もある。例え  
338 ば、世界自然遺産登録地域である小笠原諸島においては、外部から持ち込まれ  
339 る土壌付き苗の温浴処理や無人島への上陸時等の外来種対策の徹底など、新た  
340 な外来種の侵入や島間での拡散を防止するための方策について検討、試行が進  
341 められているが、課題の解決には至っていない。

#### 343 (4) 国内に定着している特定外来生物の防除対策国による防除の実施、防除 344 に係る確認・認定の現状と課題

345 既に国内に定着している特定外来生物の防除に当たっては、国、地方公共団  
346 体等が中心となって対策を実施してきている。

347 環境省では、水際で発見された際の初期防除や、国立公園や国指定鳥獣保護  
348 区等の保護地域等における防除を優先的に推進してきており、前述の通りヒヤ  
349 リは水際における国の機関や地方公共団体、港湾管理者、荷主、物流事業者等  
350 と連携したモニタリングと初期防除により定着を防止しているとともに、一部  
351 の島嶼等限定された地域では特定外来生物の根絶や封じ込めに向けた取組が進  
352 展している。奄美大島でのマングースの防除については、平成30年(2018年)  
353 4月の捕獲を最後に捕獲のない状態が続き、絶滅が危惧されているアマミトゲ  
354 ネズミ等の希少種の生息状況が回復しており、防除の効果が確認されている。  
355 大雪山国立公園の高山帯ではセイヨウオオマルハナバチが断続的に確認されて  
356 おり、北海道地方環境事務所では、大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハ  
357 ナバチ防除の考え方を平成30年(2018年)にとりまとめ、大雪山高山帯での  
358 定着を防ぐことを目標に据え、早期発見のためのモニタリングの実施を行っ  
359 ている。一方、万が一、高山帯において侵入・定着が確認された場合の有効な駆  
360 除手法についてはまだ開発及び実装には至っていない。また、広域に定着して  
361 いる侵略的外来種について、防除マニュアルを作成して公開するとともに、効  
362 率的・効果的な防除手法について、協議会、研修会等を通じて普及を行ってい  
363 る。

364 農林水産省では農林水産業被害防止のための防除の取組支援、防除手法の研究  
365 開発、防除マニュアルの作成・普及等、国土交通省では河川管理行為等の一  
366 環としての侵略的外来種の防除、在来種を活用した緑化技術の開発や防除マニ  
367 ュールの作成等を実施している。

368 また、クビアカツヤカミキリについては、農林水産省と環境省が関係省庁に  
369 対し、各省が有する防除推進に関する情報提供を行い、また環境省から関係省  
370 庁を通じて、自治体への協力依頼を実施している。

371 ~~また、環境省等では、広域に定着している侵略的外来種について、防除マニ~~  
372 ~~ュアルを作成して公開するとともに、効率的・効果的な防除手法について、協~~  
373 ~~議会、研修会等を通じて普及を図っている。~~

374 地方公共団体、民間団体等による外来生物法に基づく防除の確認・認定件数  
375 は、令和2年（2020年）度時点の有効件数は約930件と、改正外来生物法が施  
376 行された平成26年（2014年）度時点の約780件から確実に増加しており、防  
377 除の取組は活発化している。特に、民間団体等が主体となる防除の認定件数に  
378 ついては、平成26年（2014年）度から令和2年（2019年）度にかけて約80  
379 件から約110件と増加している。

380 これらの防除の取組の成果もあがってきており、カナダガンについては、カ  
381 ナダガン調査グループが主体となって、地元関係者や環境省等と協力しながら  
382 防除が進められ、平成27年（2015年）にはすべての定着個体の防除が完了し、  
383 我が国に定着した特定外来生物についての初めての国内全域での根絶事例がう  
384 まれた。また、平成27年（2015年）には東京都大田区、令和元年（2019年）  
385 には静岡県、令和2年（2020年）には東京都品川区におけるアルゼンチンアリの  
386 の、平成29年（2017年）は和歌山県におけるタイワンザルの地域根絶事例が  
387 うまれている。また、各地のため池などにおいて、池干しにより、オオクチバ  
388 ス、ブルーギル、コクチバスの局所的な根絶ができた事例もある。

389 しかし、全国的に見れば、効果的な防除を進めるための体制、資金及び技術  
390 は十分に整っているとはいえ、特にアライグマやソウシチョウ等の広域に定  
391 着している侵略的外来種のについては、近年でもさらなる分布の継続的な拡大  
392 が確認され続けており明らかになる、産業管理外来種に指定されているセイヨ  
393 ウオオマルハナバチについても北海道での分布拡大が続くなど、封じ込め等  
394 の達成に至っていないという課題がある。こうした種に対する効果的な防除を  
395 有効性を高めつつ推進するためには、効果的な防除手法の開発や優良事例の形  
396 成を進め、それらの成果や地方公共団体との連携方法などの、防除に当たって  
397 重要な情報の整理と発信が求められている。また、釣魚として人気種であるオ  
398 オクチバスやコクチバスについては、前者は意図的に放流された可能性のある  
399 個体が防除後の湖沼においてさえも確認される事例も報告されており、後者  
400 は新しい河川水系での定着が相次いでおり、外来生物法の違反行為の撲滅に則  
401 った適切な行動の徹底が求められている。効果的な防除の観点から、過去にク  
402 ビアカツヤカミキリの侵入が確認された際の事例のように、新たに侵入した外  
403 来生物に対して農作物等への被害を防止するための国内防除を行う場合に、農  
404 薬取締法上登録された農薬がなく、迅速な防除が困難であったことも課題とな  
405 っている。

406 確認や認定を受けずに行う特定外来生物の防除における、運搬及び保管と飼



407 養等に係る規制との関係について、植物やクビアカツヤカミキリについては防  
408 除活動を適正に推進する観点から整理した結果を通知しているを行っている  
409 (平成 27 年(2015 年) 1 月 9 日付け自然環境局野生生物課長通知「特定外来  
410 生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制にかかる運用(植物  
411 の運搬及び保管)について」及び平成 31 年(2019 年) 3 月 26 日付け自然環境  
412 局野生生物課長通知「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する  
413 法律の規制に係る運用(クビアカツヤカミキリの運搬及び保管)について」が、  
414 植物については通知内容で対応しきれない状況の発生が指摘されたり、それ以  
415 外の種については特定外来生物の飼養等に係る規制との整理が不十分であった  
416 りするなどがされておらず、幅広い主体による防除の実施を妨げている側面が  
417 ある。

418 また、国としては、特定外来生物の分布は都道府県単位での情報集約が主体  
419 で外来種の分布に関する全国的な情報は都道府県単位のレベルでの把握に留ま  
420 り、特に広域に定着している特定外来生物外来種について、侵入初期の地域や  
421 分布の拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信は十分に実施  
422 できていない。さらに、侵入初期の早期の防除により長期的にみた防除コスト  
423 を大きく削減できることを広く周知したり、地方環境事務所、都道府県、市区  
424 町村が連携して広域防除を行うための体制構築を促進したりする等の国の取組  
425 が不足していること等から、地方公共団体が侵入初期の早期防除に取り組む例  
426 は少なく、被害等が顕在化してから対策を実施するケースが多い。また、早期防  
427 除による封じ込めには、私有地を含め、あらゆる土地の所有者や管理者をはじ  
428 め多くの関係者の連携・の協力が必要であるが、現行法では、通報や防除の取  
429 組へのインセンティブを強める制度や広範な関係者の協力を担保できる明確な  
430 規定はない。これらは、こうした協力が十分に得られないケースがあり、クビ  
431 アカツヤカミキリ等の分布拡大防止等に際して既に問題となっているほか、今  
432 後ヒアリが港湾以外の地域で見つかるようなことがあった場合に定着防止対策  
433 を徹底する上でも、大きな課題の一つと考えられる。

#### 434 (5) 特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題

435 平成 22 年(2010 年)の生物多様性条約の第 10 回締約国会合において、「2020  
436 年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御根絶す  
437 ること」等を掲げた愛知目標が採択され、その達成に資するため、平成 24 年  
438 (2012 年) 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、愛  
439 知目標を踏まえて具体的な国別目標を定めている。これに基づき、既に特定外  
440 来生物に指定されている生物の他にも、国内由来の外来種を含めはじめとした  
441 特定外来生物以外の外来種対策も含めた、我が国の外来種対策全般に関する中  
442

443 期的な総合戦略として、平成 27 年（2015 年）3 月に環境省、農林水産省、国  
444 土交通省により「外来種被害防止行動計画」が策定された。また、国、地方自  
445 治体、事業者、NGO・NPO、国民等の様々な主体に対し、外来種についての関心  
446 と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ること  
447 を目的とした、「生態系被害防止外来種リスト」が、環境省と農林水産省により  
448 平成 27 年（2015 年）3 月に作成されているが、作成以降、見直しはなされて  
449 いない。当該リストには、法律上、外来生物法の対象とならないものの影響が  
450 大きい、伊豆諸島などのニホンイタチや小笠原諸島・奄美大島などのアカギと  
451 いった国内由来の外来種も含まれている。また、各主体による対策の検討・実  
452 施に当たって参考となるようカテゴリが設定されており、具体的には、国内に  
453 定着しており、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に  
454 対策が必要とされている「総合対策外来種」、産業又は公益性において重要で、  
455 代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理がを必要とされている「産  
456 業管理外来種」、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見  
457 した場合の早期防除が必要とされている「定着予防外来種」の 3 つのカテゴリ  
458 に大きく分けられ、前述したアカミミガメやアメリカザリガニは、総合対策  
459 外来種のうち、対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要性が最も高いが  
460 ある緊急対策外来種に選定されている。その他、ノネコやノヤギなども、特定  
461 外来生物ではないものの、緊急対策外来種に選定されている。また、水産庁で  
462 は、平成 29 年（2017 年）11 月 30 日に、水産分野における産業管理外来種に関  
463 係する主体が、利用上の留意事項に沿った管理を進めていく上で取り組むべき  
464 事項の基本的な考え方を整理した「水産分野における産業管理外来種の管理指  
465 針」を策定している。一方で、前述の通とおり「外来種被害防止行動計画」や  
466 「生態系被害防止外来種リスト」は生物多様性国家戦略に基づいて新たに作成  
467 された経緯から、外来生物法上の位置づけはなされていない。このことから、  
468 作成以降見直しがなされていなかったり、地方公共団体の外来種リストの作成  
469 が十分に進まなかったり、外来生物法の対象とならない国内由来の外来種や特  
470 定外来生物以外の侵略的外来種の中で、緊急対策外来種に区分されながら対策  
471 が進展していないものが存在するという課題がある。

472 また、地方公共団体においては、外来種に関する規制等を含む条例が令和  
473 3 年（2021 年）1 月時点で 26 都道府県において制定され、外来種リストが 28  
474 都道府県において作成される等、一定の進展が見られるが、未整備の地方公共  
475 団体も多く、またその内容についても、島嶼地域への対応としての域内の区域  
476 分けや、対象の外来種を指定し違反行為に対する区域とともに規制をかける外  
477 来種を指定して当該外来種に対する罰則を伴う規制措置をもつものから、外来  
478 種対策の一般的な配慮事項を規定しているのみのもので、様々なレベルのも

479 のが存在しており、外来種に関する条例や外来種リストをよりよいものにして  
480 いくことも必要となっている。また、一部の積極的な地方公共団体においては、  
481 外来種対策の指針や行動計画を策定している地方公共団体もあるが、一部の積  
482 極的な地方公共団体にとどまっている。

483 保護地域については、国土の約 1.0%（国立・国定公園特別保護地区及び原  
484 生自然環境保全地域）において全ての動植物の放出等が規制されているほか、  
485 国土の約 7.0%（国立・国定公園特別地域（特別保護地区を除く。）及び自然環  
486 境保全地域特別地区）のうち指定した地域において指定した動植物の放出等を  
487 規制することが可能となっている。国立公園のなかにはでは、島嶼や高山帯等  
488 の希少な生態系に被害を及ぼしている侵略的外来種についても、防除やその影  
489 響を調べるための調査をが一部で実施しているところもあるされている。しか  
490 しながら、これらの保護地域は国土の一部に過ぎず、また開発行為と異なり外  
491 来種は時間経過とともにその生息範囲を拡大するため、保護地域外からの侵略  
492 的外来種の侵入防止策としては十分ではない。特に小笠原諸島や南西諸島等、  
493 独自の生態系を持った島嶼等において、琉球列島から小笠原諸島に持ち込まれ  
494 たアカギが繁茂して在来植物を駆逐するなど、国内由来の外来種を含めた外来  
495 種の影響が生じ懸念されている。また、島嶼とならんで外来種の影響を受けや  
496 すいと指摘される湖沼・河川においても、侵略的外来種の影響が深刻化してい  
497 る

#### 498 499 （6）各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題

500 外来種対策を進める上で、国、地方公共団体、事業者企業、民間団体、研究  
501 者、国民等の役割については、「外来種被害防止行動計画」において整理されて  
502 いるが、外来生物法上においては、これらの各主体の役割は必ずしも明確では  
503 ない。特定外来生物の防除は国で一律に進めるべきとの意見もあるが、外来種  
504 問題は様々な主体が関わる社会経済活動に伴って生物が導入されたことに起因  
505 するものであり、我が国の生物多様性への影響のみならず、社会経済活動にも  
506 深刻な影響を及ぼす可能性があるため、国だけでなく、地方公共団体、事業者  
507 企業、民間団体、国民等の多くの主体が連携して社会全体で取り組まなければ  
508 解決が見込めない問題である。特に、地方公共団体に関しては、総務省の政策  
509 評価においても外来種対策の役割を担っている者の一つとして言及されている。  
510 また、「外来種被害防止行動計画」においては、都道府県と市町村の果たすべき  
511 役割は一部重複するものの異なる役割が期待されていること、市町村において  
512 は被害の発生地域における防除など、地域の実情に応じた防除の実施が中心と  
513 なることが期待されるが、都道府県においては、地域の自然環境の特性や社会  
514 的な条件に応じて、生物多様性地域戦略、侵略的外来種に関する条例やリスト

515 の策定、早期発見のためのモニタリング、緊急的な防除、地方公共団体の連携  
516 促進などの総合的な外来種対策を推進することが期待されること、また、外来  
517 種問題に携わる部署が複数にまたがることがほとんどであり、さらに、外来種  
518 の分布は行政界とは必ずしも一致しないため、一つの地方公共団体のみで解決  
519 できる外来種問題は少ないことから、適切な対策を講じていく上では、部署  
520 間又は関係する地方公共団体間において外来種対策に係る連絡会議等を設立す  
521 るなど密接に連携をすることや、そのような場を活用して役割分担を明確にす  
522 ることが有効と考えられることが記載されている。

523 外来種対策に関する普及啓発は各地で実施され、環境省で継続して実施して  
524 いる認知度調査では、「外来種・外来生物の意味を知っている」と回答した人の  
525 割合は改正外来生物法が施行された平成26年（2014年）度から令和2年（2020  
526 年）度にかけてほぼ60%で推移しており、大半の国民に認知されつつある。ま  
527 た、平成29年（2017年）にヒアリが国内で初確認され大きく取り上げられたり、  
528 かい掘りやそれに伴う外来種駆除等を取り上げるテレビ番組が注目を浴び  
529 るなど、外来種に関する国民の認識はより高まっていると考えられる。その一  
530 方で、「かわいそう」等の心情的側面から外来種の防除への理解が得られない、  
531 あるいは外来種問題が善悪の観点で捉えられるなど、外来種対策の目的や外来  
532 種問題そのものについて国民の認識が十分に深まっているとは言えず、外来種  
533 問題への対応・対策について国民の協力が十分に得られる状況には至っていな  
534 い。地域固有の生物多様性を保全し、また、人の生命・身体や農林水産業への  
535 被害を防止するために、外来種対策が重要であることが十分に理解されていな  
536 いことが課題となっている。の科学的・社会経済的な根拠を丁寧に分かりやす  
537 く説明することにより、理解の促進を図る必要がある。

538 企業事業者や民間団体等による外来種対策は、一部で積極的に実施されてい  
539 る例はあるものの、企業自身のイメージへの影響を懸念すること等もありによ  
540 り、社会全体へ浸透するには至っていない。また、（公社）日本動物園水族館協  
541 会と環境省は平成26年（2014年）5月に、（公社）日本植物園協会と環境省は  
542 平成27年（2015年）5月に、絶滅危惧種の生息域外保全等や外来種対策、普  
543 及啓発等に係る取組に関して一層の連携を図り、我が国の生物多様性保全の推  
544 進に資することを目的として、「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を  
545 締結しており、動植物についての学習や普及啓発の役割を担っている自然系博  
546 物館、動物園、水族館及び植物園においても、外来種問題に係る展示解説や一  
547 般利用者に向けた勉強会等の普及啓発に係る活動が行われているが、前述した  
548 とおり、国民の認識や協力が十分に得られていないことが課題である。

## 549 550 （7）調査研究

551 外来種に関する調査研究については、環境研究総合推進費を活用するなどし  
552 て、マングースやアライグマ等の哺乳類やヒアリやツマアカスズメバチ等の昆  
553 虫類に関する各種の効果的な防除技術開発等、進展している面はあるものの、  
554 外来種全般の生息・生育の現況と動向、その影響に関する情報を始め、以下の  
555 ような分野についてははさらなる取組が求められる取組は不十分である。また、  
556 技術の進展が著しいAIやIoTの活用も有効と考えられるが、実用化されている  
557 例は限定的である。

- 558 ・特に侵入初期における外来種の分布・個体数等の動態に関する情報の収集と
- 559 分析
- 560 ・低密度段階から効率的に捕獲・除去等することにより早期の根絶を達成する
- 561 ための捕獲・除去等の技術や根絶を確認するためのモニタリング手法の開発
- 562 ・外来生物の生態及び生息・生育環境に応じた効果的かつ効率的な防除技術の
- 563 開発
- 564 ・外来種の分布拡大、防除の効果、必要な費用に関する予測評価手法の開発
- 565 ・非意図的な外来種の導入を防止するための効果的な水際対策の検討と構築
- 566 ・産業利用されている外来種についての、生態系等に係る被害を及ぼさない代
- 567 替種の探索と利用法の確立
- 568 ・生物の導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価
- 569 ・外来種による特定の種に対する影響のみならず、生物多様性や生態系サービ
- 570 スに与える影響の把握と評価

571

### 572 3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

#### 573 (1) 特定外来生物等の効果的な選定

574 ○特定外来生物同士又は特定外来生物とそうでない生物との交雑個体・集団(個  
575 体群)について、実際に生じる可能性のある全ての交雑の組合せをあらかじめ  
576 想定・指定することは困難であることから、こうした交雑個体・集団(個  
577 体群)の適切な飼養等の規制と防除が実施されるよう、実効的な規制をより  
578 実効的に行うことができるようにの仕組みを検討する必要がある。

579 ○侵略性の高い外来種の初期侵入が確認される等、緊急的迅速に輸入規制や飼  
580 養規制等の対応が必要な場合や、新たに被害に関する実態やが明らかになっ  
581 た場合や、新たな科学的知見が明らかになった場合に備え、関連情報の収集  
582 や、特定外来生物や未判定外来生物の迅速なを緊急に指定及びし、定期的な  
583 に指定を検討する体制とや仕組みを確保する必要がある。

584 ○我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規  
585 制することによって、大量に遺棄されたり、非意図的な運搬まで規制がかか  
586 ることにより一部地域において経済活動に支障が出たりする等の深刻な弊害

587 が想定される侵略的外来種については、弊害をできるだけ軽減させる形で、  
588 生態系等に係る被害の防止に資する規制の仕組みをの構築や各種対策を進め  
589 る検討する必要がある。

590 ○以下の事項について観点から、追加的に特定外来生物及び未判定外来生物の  
591 指定を進める必要がある。

592 ・遺伝子解析技術の発達等を踏まえ、形態に基づくのみによる種の同定が難し  
593 くとも、遺伝子解析等により簡易に判定が可能な外来生物についても、指定  
594 を進める検討すること

595 ・国内で流通していることが判明した未判定外来生物については、特定外来生  
596 物等への指定の必要性の有無を検討すること

597

598 (2) 飼養等許可の適切な執行管理の推進

599 ○膨大な飼養等許可の手続きについて、オンライン化、システム改良、申請・  
600 審査のプロセスや運用の改善により、申請者・行政側の双方に係る合理化・  
601 効率化を進める必要がある。

602 ○オオクチバスやセイヨウオオマルハナバチなど、特定外来生物に指定されて  
603 から期間が経っている過去から継続的に課題となっている種について、その  
604 後の状況を評価した上で、引き続き対策を継続・改良善していく必要がある。

605

606 (3) 水際における意図的及び輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推  
607 進

608 ○水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化  
609 のため、生物多様性条約のみならず国際植物防疫条約に関する取組等も含め  
610 た、国際連携の強化を進める必要がある。

611 ○ヒアリをはじめとした侵入初期の外来種の確実な早期発見や早期防除、拡散  
612 防止を行うため、特定外来生物が付着し又は混入している“おそれ”のある  
613 段階を含めた、その物品や土地、施設に対する生息調査やこれらの消毒・物  
614 品の廃棄による防除その他拡散防止措置の確実な実施や、物品や土地、施設  
615 の所有者・管理者等に対し、国からの防除の協力要請等の働きかけを可能と  
616 する法的な枠組みを構築措置について検討する必要がある。

617 ○非意図的導入の防止に関係の深い事業を営む者に対する配慮事項を整理した  
618 指針等を法律に位置づける等、実効性を高める措置を講じることについて、  
619 検討する必要がある。

620 ○侵入初期の特定外来生物の早期発見、早期防除を確実にするために、非意図  
621 的導入の防止に関係の深い事業を営む者等に対し、発見時の通報をしやすく  
622 するような取組の推進が必要である。

623

624 (4) 国内に定着している特定外来生物の防除対策の推進国による防除の推進  
625 及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定の促進

626 ○効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法  
627 とのをはじめとする関連諸法令との調整・連携など、防除に当たって重要な  
628 情報の整理と発信をさらに強化していく必要がある。特に侵略的外来種の分  
629 布情報については、市町村単位などのよりきめ細やかな情報を継続的に集約  
630 し、拡散が懸念される地域への注意喚起や取組促進のための仕組みと体制を  
631 確保していくことが必要である。

632 ○特定外来生物が動物から植物まで多岐にわたることを踏まえ、多様な主体に  
633 よる防除のさらなる推進のため、防除を実施する際の外来生物法における運  
634 搬や保管等に係る規制について、生物種の特性に応じて、明確、かつ適切な  
635 運用ができるようにするとなるよう検討する必要がある。

636 ○特に侵入初期の特定外来生物について、緊急的な防除により早期根絶が可能  
637 となるよう、物品や土地、施設の所有者・管理者等に対し、発見時の通報を  
638 義務づけ、通報のインセンティブを持たせる制度や、国からの防除の協力指  
639 示等の働きかけができる制度を検討する必要がある。

640 ○防除の際に必要なに応じて適切な薬剤を迅速に使用できる仕組みを検討する必  
641 要がある。

642 ○防除に要する費用については、公的な資金のみならず、一部の地方公共団体  
643 が実施しているクラウドファンディングなどの資金調達等も含め、多様な仕  
644 組みの活用を推進する必要がある。

645

646 (5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進

647 ○特定外来生物以外の侵略的外来種についての理解を促進し、対策を推進させ  
648 るため、「生態系被害防止外来種リスト」や「外来種被害防止行動計画」につ  
649 いて、外来生物法において位置づくと紐付ける等、その関係を整理するととも  
650 に、見直しを行う必要がある。

651 ○特定外来生物ではないものの「生態系被害防止外来種リスト」において緊急  
652 対策外来種となっているノネコ等の種について、十分な対策が実施されてい  
653 ない種や地域を精査し、希少種や地域固有の生態系に重大な影響が認められ  
654 る場合には、早急に対策を強化する必要がある。

655 ○「生態系被害防止外来種リスト」における産業管理外来種について、分布、  
656 被害、産業利用等の状況等を改めて確認の上、分布、被害の拡大防止のため  
657 の適切な対応を検討する必要がある。

658 ○特定外来生物には指定されていないものの、地域的に大きな被害を及ぼして

659 いる侵略的外来種について、地域の生物多様性を保全するための条例による  
660 規制や外来種対策に関する行動計画を地方公共団体が策定して対策を進める  
661 ことを、国がより積極的に推奨・支援する必要がある。

- 662 ○小笠原諸島や南西諸島をはじめとした固有種が多く分布する島嶼地域につい  
663 ては、特に重点的に外来種対策を実施していく必要がある。特に小笠原諸島  
664 においては多くの固有種が侵略的外来種の影響により絶滅のおそれがあるこ  
665 とや、生態系の変化による生態系サービスの劣化が懸念されることから、国  
666 内由来の外来種の対策を含め、早急な対策の強化が必要である。

#### 667 668 (6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進

- 669 ○外来種対策は社会全体の多様な主体がそれぞれの役割に応じて連携して取り  
670 組んでいく必要があることから、国、地方公共団体、事業者、民間団体、国  
671 民等が行うべき取組を法的に明確にするとともに、都道府県と市町村に求め  
672 られる役割の違いも踏まえつつ、それらの取組を持続的に推進・支援するた  
673 めに必要な予算と体制を確保する必要がある。
- 674 ○外来種問題については国民の理解が十分に進んでいない側面もあることから、  
675 地域固有の生態系の状況や生物多様性を保全する地域の計画等も踏まえ、生  
676 物多様性の意義やその保全の重要性、生物多様性等に悪影響を及ぼす要因と  
677 しての外来種問題の位置づけ、特定外来生物指定の趣旨、外来生物法の遵守  
678 について普及啓発を推進する必要がある。さらに、外来種対策について、最  
679 新の取組や知見の積極的な公開を行うとともに、定着した侵略的外来種の防  
680 除等の対策にかかるコストの大きさについてわかりやすく説明を行い、侵略  
681 的外来種の定着防止の重要性について理解を促進する必要がある。
- 682 ○外来種問題に関する普及啓発については、対象となる主体を明確にし、様々  
683 な機会・媒体を通じて戦略的に実施していくことが必要である。特に学校教  
684 育の現場で、侵略的外来種から影響を受ける地域固有の生態系等、生物多様  
685 性の重要性と外来種対策の必要性について、科学的に理解できるような教育  
686 が行われることが重要である。また、特に小学校低学年において侵略的外来  
687 種であることへの認識なくアメリカザリガニ等が飼育されている事例が多い  
688 ことを踏まえ、より早期からの教育との連携が必要である。同時に、自然系  
689 博物館、動物園、水族館及び植物園による、生物多様性の重要性や外来種対  
690 策の必要性を広く一般の国民に対して分かりやすく伝える社会教育活動も重  
691 要である。

#### 692 693 (7) 調査研究の推進

- 694 ○国は、研究者等と連携して、特に影響が大きいと考えられる侵略的外来種の



695 現況と動向に関する情報収集を行い始め、2.(7)で挙げた分野についての  
696 調査研究を推進し、得られた成果を社会に還元して、効果的な外来種対策に  
697 繋げていくことが必要である。

698 ○標本作製のための特定外来生物の植物の運搬など、特定外来生物の現状把握  
699 や対策検討に資するデータ収集等の妨げとなっている規制について、生物種  
700 の特性を踏まえ、調査研究の妨げとならず、かつ明確な運用ができるように  
701 する必要がある。

702 ○学術的かつ政策的に重要な研究課題に対してより重点的、かつ速やかに研究  
703 資金を配分できる枠組みを検討する必要がある。

704

705 (参考1) 改正外来生物法案の附帯決議

706 改正外来生物法の法案審議に当たっては、平成25年(2013年)5月の参議  
707 院環境委員会及び平成25年(2013年)6月の衆議院環境委員会で以下の附帯  
708 決議がなされている。

709

710 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきであ  
711 る。

712 一 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積  
713 極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連  
714 携して根絶に向け防除を進めること。

715 二 特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在  
716 来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることに鑑み、本法の施行  
717 後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早急に  
718 着手すること。

719 三 特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、  
720 農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要  
721 な対策について万全を期すよう努めること。

722 四 本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外  
723 来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸出品  
724 等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路  
725 及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。

726 五 現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団  
727 体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等  
728 の情報提供に努めるとともに、財政支援等必要な措置を講ずること。

729 六 東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震  
730 とこれに伴う巨大津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災  
731 地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減  
732 少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、  
733 被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する  
734 取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講  
735 ずること。

736

737 (参考2) 「外来種」及び「外来生物」の定義

738 ○外来種：ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることによ  
739 り、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物  
740 種(移入種対策に関する措置のあり方について(答申)(平成15

- 741 年（2013年）12月中央環境審議会、生物多様性国家戦略2010（平  
742 成22年（2010年）3月閣議決定）を一部改変）
- 743 ○侵略的外来種：外来種のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林  
744 水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの導入又は  
745 拡散した場合に生物多様性を脅かす種（外来種被害防止行動計画  
746 第6回生物多様性条約締約国会議決議付属書（平成27年  
747 （2015年）3月）を一部改変）
- 748 ○外来生物：海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は  
749 生育地の外に存する生物（外来生物法第2条第1項）
- 750 ○特定外来生物：海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地  
751 又は生育地の外に存することとなる生物（外来生物）であって、  
752 我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（在来生物）  
753 とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は  
754 及ぼすおそれがあるものとして外来生物法に基づき指定される生  
755 物。輸入・飼養等が規制されるほか、防除を行うこととされてい  
756 る。（外来生物法）  
757